

観世清孝の帰京の年月日

表 章

明治維新後、それまで江戸幕府から俸禄を受けていた能役者の多くは朝臣(明治政府に仕える役人)たらんことを願ったが、徳川氏の恩義を忘れない何人かは、駿河一国の領主となった徳川家達に従って駿河に移住した。二十二代目の観世大夫だった観世三十郎清孝もその一人で、明治二年に妻や数え3歳の嗣子清廉らを伴って静岡に移った。

その清孝がいつ東京に戻ったか、必ずしも明確ではなかった。雑誌『能楽』明治40年1月号の観世清廉「懐旧談」には「帰って来たのが明治七年」とあるが、同誌明治44年8月号の清孝夫人観世かつ子の「懐旧談」には「静岡への引越(し)は(明治二年で、清廉が三歳の時……静岡に居ましたのは六年計りで東京へ帰りましたのは清廉が九歳の時」とあり、これだと明治八年になる。母と子の記憶に一年のズレがあるのである。両記事ともに池内信嘉の聞き書に相違ないが、その池内氏著『能楽盛衰記』下巻は、清廉の談話を「給仕になる前後」と改題して再

録しており(若干の省略あり)、それでは帰京が「明治八年」になっている。誤植ではなくて、まだ幼年だった清廉よりも母親の記憶の方が正確だと判断した池内氏の意識的改訂であろうと思われる。観世清孝の帰京が文献で確認できるのは、『梅若実日記』明治八年十月二十五日の左の記事である。(句読点など付加)

廿五日 薄曇り。十二時頃、清水然知同道ニテ、初而観世清孝被尋。拙者は面会不仕。

その日に梅若実はなぜか面会しなかったものの、四日後の二十九日には「鐵之丞六郎吉之丞、三人観世清孝ヲ尋ル」とあって、まず実身辺の三人が清孝を訪問し、三十一日には、「夕より観世清孝へ尋返す。久々ニテ面会」と、実自身が清孝を訪問したことが記録されている。「尋返す」は訪問された返札にこちらからも訪問したの意に相違ない。

『梅若実日記』の右の記事によつて、観世清孝の帰京が明治八年十月二十五日以前であることが判明した。明治七年五月

にはまだ静岡にいた(『観世』昭和44年12月号「古川久氏稿参照」から、その十七ヶ月の間の上京ということになる)。

そこを狭める資料の出現を待望していたが、最近ようやく巡り会えた。それを紹介し、若干の考察を加えておこう。

罨紙十一枚をコヨリで綴じ、表紙中央に『観世家略譜草稿(明治四十一年三月調)』と題した仮綴半紙本一冊が観世文庫に蔵されている。元祖の清次(観阿弥)から二十三世清廉までの歴代の略譜で、達筆の楷書で書かれている。清廉が身辺の能筆の人に書かせた文書であろう。確かに草稿らしく、訂正したり、空白のままの月日を別筆で書き入れたりしてある。同書の、清孝の項の後半に左のごとくある。同書(〜)で囲んだのは本文と同筆の傍記、傍線は別筆で書き入れた数字である。

：然ル處、慶応三年丁卯十月、徳川十五代將軍慶喜公太政御返上有之、……朝臣御扶助相願候共、暇願出候共可申出、旨、慶応四年戊辰六月達セラル。然ルニ、当家ハ三百年來特別ノ恩沢ヲ蒙リ、殊ニ二君奉仕ノ望無之故、無禄ニテモ不苦間御在城ノ地ヲ不離所へ移住仕度旨懇願セシモ、同年七月廿六日、御扶助相願候力暇願出候力、両様ノ内ニ決心ノ上可申出、旨再応被申渡、不得止暇申請ル

事二決心シ、同年八月十三日、依願暇賜リ、從來受領地タル京橋弓町ノ宅地ヲ上地シ、一ト度市外へ引払。九月三日江戸出發、静岡ニ赴キ、帰參被命、同藩支配地ニ住居シ、静岡藩貴屬土族三等勤番組ヲ被命、初メ三人扶持を賜ヒ、又六人扶持ニ加増セラル。其後廢藩置県ノ制ト為リ、藩知事モ上京セラル、事トナルヲ以テ、
〔爰ニ〕方行ヲ軋ジ、〔明治〕八年三月三日に出京シ、居ヲ神田神保ニ移シ、再〔ビ〕本業ニ復シ、八年五月一日、宮内省御用達ヲ被命。十一年十月一日、英照皇后御慰御能ノ節相用候装束料トシテ金參千円御用達五人へ被下、筆頭者トシテ右金員御預ケ相成。其後御能度々相勤。同廿一年二月十六日卒ス。諡清光院白菴最勝普雪居士。(句読点・返点等を付加)

右の記事に「八年三月三日出京シ」と明記されており、懸案は一挙に解明された、と言いたい所であるが、そう簡単ではない。空白にしてあつた所に恐らくは清廉自身が書き入れたであろう月日は、清孝と清廉の項にのみ見られるが、何かの資料に基づいての加筆のはずなのに、すこぶる不審が多いのである。例えば、静岡への旅立ちを「九月三日」としているが、清孝自身が履歷下書(観世文庫蔵)に「明治二巳年三月七日東京表発足仕」

と明記しており、それが事実であることが他資料からも確認できる。家族が半年も遅れて静岡に赴いた形跡もない。また「八年五月一日」に宮内省御用達を命じられたと言うのは、実は十一年六月十四日のことである。装束料下賜も御用達任命と同時にあり、「十一年十月一日」は不可解な月日である。清孝の項の加筆年月日に正確な日付が一つもないわけで、帰京を三月三日とすることの信頼度も疑われざるを得まい。

だが、清廉が記憶していないのが当然の清孝の履歷関係の年月と、清廉自身の経歴でもある帰郷の年月とを同一視はできまい。三月三日が記憶に残り易い節句の日でもあることも考慮に入れると、疑問を伴いはするものの、清孝の帰京の年月日としては右資料の「明治八年三月三日」を採用していいのではあるまいか。

三月三日の帰京では、十月二十五日に顔を出すまで、七カ月半も梅若に無沙汰だったことになる。三月三日帰京説を疑わせる点かも知れないが、兩人の不和を考慮すればさほど不自然ではあるまい。先に言及した観世かつ子・清廉兩人の「壞旧談」を読んでも、帰京時に清孝と梅若の溝はなかり深く、平岡(熙一)氏らの斡旋で梅若と表面上の和解が成つたのは、帰京して数カ月は辛酸を嘗めた後のこと

と考えられるのである。

梅若実宅訪問から一ヶ月後の十一月二十五日に、清孝は梅若舞台を借りて五番の能を催し、自身は(殺生石(重キ白頭)を舞つた(梅若実日記))。新聞にも帰京した観世大夫の最初の能として報道されており(倉田喜弘氏「明治の能楽(一)」)、これが帰京後初の演能であつたことは確実である。それが帰京して二・三ヶ月後に実現したとはとうてい考えられまい。三月の帰京ならば九ヶ月近くを経ての催しになり、苦難の時期が過ぎての企画として抵抗なく納得できる。この催し実現のために清孝が梅若訪問に踏み切つたことを想定してもいいであろう。

なお、先に紹介した「梅若実日記」の記事には、清孝の訪問に驚いた気配が全く感じられない。日記に記録してはいないが梅若実は清孝の帰京を早くに知つてたようなのである。知つていながら自身から先に挨拶には行かなかつたことが、当時の梅若と観世宗家との冷えた関係を象徴しているように思われる。

そうしたことをも勘案し、観世清孝の帰京が「観世家略譜草稿」の伝える「明治八年三月三日」である可能性はかなり高いと、私は考えている。(97/11/4)

(法政大学能楽研究所長)